

刈谷市 バリアフリー基本構想

令和2年度(2020年度)～令和9年度(2027年度)

概要版



1 刈谷市バリアフリー基本構想について

■刈谷市交通バリアフリー基本構想改定の背景

本市では、平成17年3月に「刈谷市交通バリアフリー基本構想」（以下「前構想」という。）を策定し、刈谷駅周辺を重点整備地区に定め、鉄道駅及び道路のバリアフリー化を進めてきました。平成30年6月には「刈谷市中心市街地まちづくり基本計画」を策定し、刈谷駅周辺の新たな整備が計画されており、国においては、更にバリアフリー化を推進するため、平成30年11月及び平成31年4月にバリアフリー法が一部改正されました。

これらの背景をもとに、本市においてもより一層のバリアフリー化を進めていくため、前構想を「刈谷市バリアフリー基本構想」に改定します。

■計画期間

令和9年度（2027年度）まで

2 バリアフリー化の考え方

高齢者、障害者等をはじめ様々な市民の日常生活の利便性を高めるとともに、すべての市民が本市の産業活動や社会文化活動に参画し、交流活動を促進できるよう、バリアフリー化の目標、基本理念、基本方針を以下のとおり設定します。

■バリアフリー基本構想の目標 ■

『だれもが安心、安全かつ快適に活動できるまちづくり』

基本理念

すべての人を対象とした バリアフリー化

- ▶ 誰もが安全で快適に利用できるようユニバーサルデザインの考え方を基本とします。

継続的な バリアフリー整備

- ▶ 継続してバリアフリー化を行うことができる体制や環境を整備します。

多様な関係者の連携による バリアフリー化

- ▶ 国、地方公共団体などの多様な関係主体をはじめ市民や企業とも連携してハード及びソフト面でのバリアフリー化に取り組みます。

基本方針

交通結節点としての充実・強化

- ▶ 多様な利用手段に対応した乗換機能の充実・強化により、刈谷駅利用者の利便性及び安全性の向上を図ります。

市街地の活性化につながる バリアフリー整備

- ▶ 特定旅客施設である刈谷駅と主要な公共施設などを結ぶ経路や施設の相互間などの経路のバリアフリー整備を推進し、歩行空間ネットワークの形成による回遊性の向上を図り、中心市街地の活性化に資するまちづくりを目指します。

誰にでもわかりやすく 安心して移動できる環境づくり

- ▶ 誰にでもわかりやすい案内サインを適切な位置に設置するなど、誰もが安心して移動できる環境づくりを推進します。

心のバリアフリーの推進

- ▶ 情報提供や教育啓発活動を強化し、高齢者、障害者等に関する理解を深めるとともに、沿道店舗の看板や陳列物、放置自転車の解消など、マナーの向上に向けた啓発活動を一層推進します。

3 当事者意向の把握

基本構想の改定に際して、アンケート調査、ヒアリング調査及びまちあるき点検調査を実施し、高齢者、障害者等の利用施設や移動手段などに対するニーズなどを把握しました。

■アンケート調査

高齢者、障害者、子育て中の保護者に対し、計951通を配布しました。回収数は536通、回収率は56.4%となっています。

■ヒアリング調査

高齢者、障害者、子育て中の保護者に対し、ヒアリングを行いました。

■まちあるき点検調査

高齢者、障害者、子育て中の保護者が参加し、JR刈谷駅、名鉄刈谷駅及び駅周辺道路を2班に分かれて、歩きながら点検調査を行いました。



重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路の設定

■重点整備地区の設定

本構想の重点整備地区は、前構想で定めた刈谷駅周辺地区とし、刈谷駅を中心とした半径約1km圏内に設定されている区域を対象とします。

■生活関連施設の設定

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」のことであり、旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校など多岐に渡る施設が対象となります。

考え方

- ・前構想で対象とした施設を含め、「高齢者、障害者等が日常よく利用する施設」又は「公共性の高い施設」を選定
- ・路外駐車場においては、恒久的な施設である都市計画駐車場及び公共駐車場を選定
- ・災害時における防災施設及び避難所を選定

■生活関連経路の設定

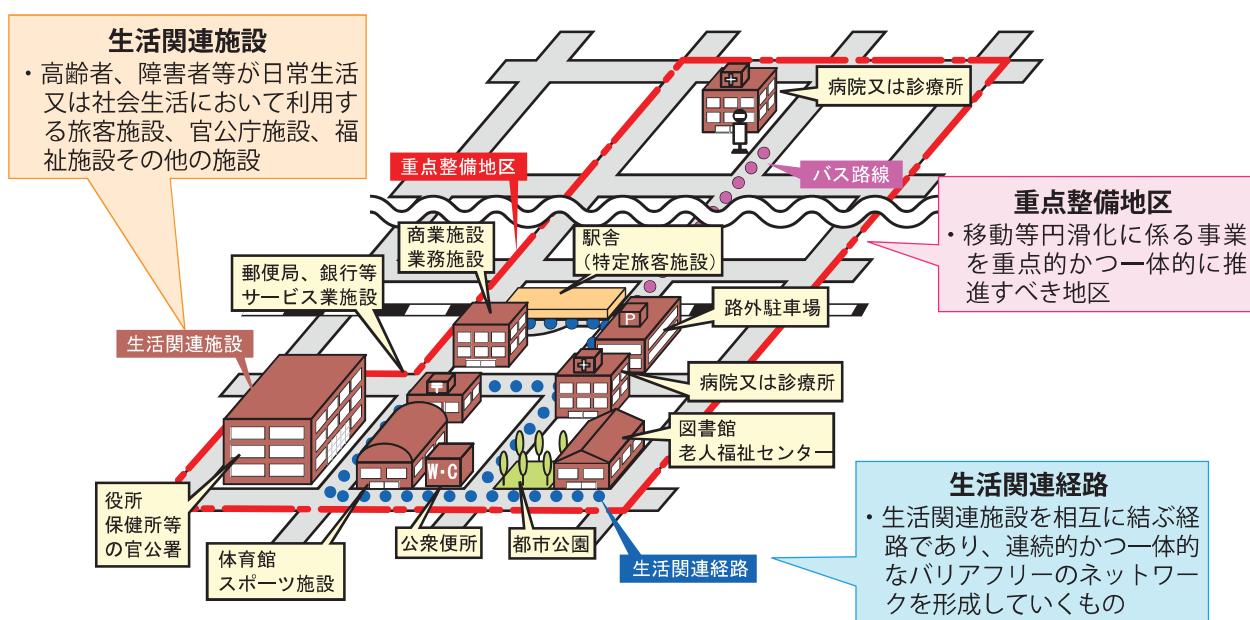
生活関連経路とは、生活関連施設を相互に結ぶ経路で、連続的かつ一体的なバリアフリーのネットワークを形成するものであり、道路、駅前広場、通路などの一般交通の用に供するものが対象となります。

本構想においては、鉄道駅と主要な公共施設などを結ぶ経路を軸とし、生活関連施設の相互間や回遊性の高い経路などの中から、バリアフリー整備の必要性が高い経路を生活関連経路に選定します。

考え方

- ・原則、生活関連施設の相互間の経路
- ・前構想の特定経路及び準特定経路並びに特定道路に指定された経路を基に選定
- ・刈谷市中心市街地まちづくり基本計画を基に、商業・サービス業の個店が並び回遊性の高い経路や通勤などの利用が多い経路を選定

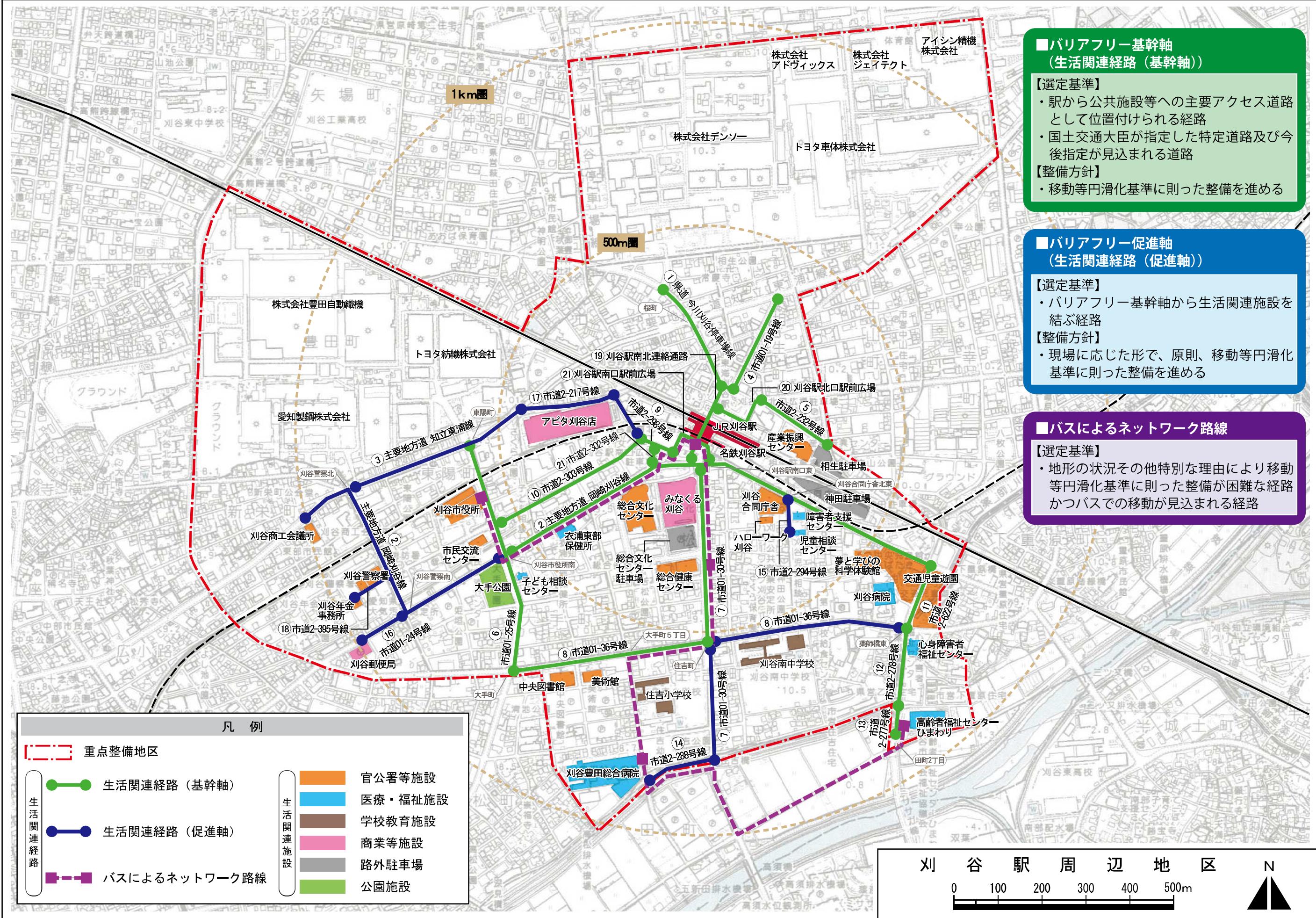
○重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路のイメージ



■移動等円滑化のための整備方針等の設定

刈谷駅周辺地区の重点整備地区においては、生活関連施設及び生活関連経路のバリアフリー化を重点的に進めることにより、高齢者、障害者等が安心、安全かつ快適に移動できる歩行空間ネットワークの形成を目指します。

■重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路



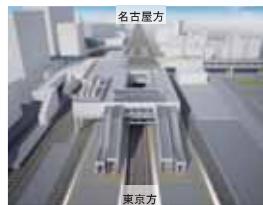
5 特定事業に関する事項

バリアフリー法に基づいて策定する基本構想に「特定事業」として定めた事業は、その特定事業を実施すべき事業者に特定事業計画の作成とこれに基づく事業の実施が義務付けられます。

■公共交通特定事業に関する事項

①JR刈谷駅

- ・コンコースの拡張
 - ・ホームの拡幅
 - ・ホーム可動柵の設置
 - ・簡易型多機能便所の設置
 - ・ウォークイン改札の設置
- など



②名鉄刈谷駅

- ・移動等円滑化された経路及び施設の維持管理
 - ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設状況の見直し（駅の改修時にあわせて）
- など

③公共施設連絡バス「かりまる」

- ・低床バスの導入（継続実施）
 - ・設置可能な場所での上屋やベンチの設置
- など

④名鉄バス

- ・低床バスの導入（継続実施）
 - ・車外行先表示器の案内表示にピクトグラムを使用した表示の実施
- など

■道路特定事業に関する事項

①愛知県

- ・移動等円滑化された経路及び施設の維持管理
- ・歩行者交通量にあった歩道の整備
- ・立体横断施設による移動等円滑化された経路の整備
- ・横断勾配及びすりつけ勾配の緩和
- ・車両乗入れ部における平坦部の確保
- ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設及び改修（マンホール上を含む）



②刈谷市

- ・移動等円滑化された経路及び施設の維持管理
- ・セミフラット形式などへの改良
- ・横断勾配及びすりつけ勾配の緩和
- ・車両乗入れ部における平坦部の確保
- ・透水性舗装化の促進
- ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設及び改修（マンホール上を含む）
- ・目の細かいグレーチングなどへの改良



■交通安全特定事業に関する事項

①刈谷警察署

- ・視覚障害者用付加装置の整備
 - ・エスコートゾーンの設置
- など

■その他の特定事業に関する事項

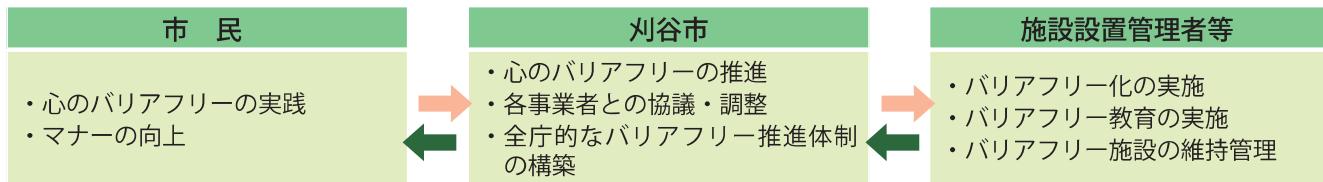
①刈谷市（刈谷駅南北連絡通路、刈谷駅北口・南口駅前広場）

- ・移動等円滑化された経路及び施設の維持管理
- など

6 取り組みの推進について

■円滑な事業実施に向けた取り組み

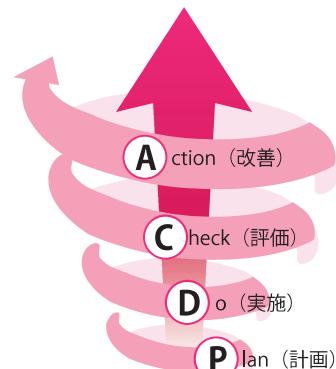
バリアフリー化の円滑な事業実施を進めるには、市民、市、施設設置管理者等がそれぞれの役割を踏まえ連携を図りながらバリアフリー化に取り組むことが重要です。本市においては、バリアフリー整備の進捗状況や課題への対応を図るため、関係機関と連携を図りながら、バリアフリーのまちづくりに取り組みます。



■事業の進捗管理・評価

バリアフリー化を実現する過程においては、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルに基づき、段階的かつ継続的な改善を進めていく必要があります。

本市では、PDCAサイクルによる進行管理を行い、基本構想で定めた重点整備地区における特定事業及びその他事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うように努めます。



■ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

本市では、重点整備地区外にあっても、主に徒歩による利用が多い道路や、高齢者、障害者等が利用する施設については、バリアフリー整備によるユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。

公共施設等の
バリアフリー化の推進

民間施設の
バリアフリー化の促進

わかりやすいサインの研究

■心のバリアフリーの推進

高齢者、障害者等が快適に暮らすためには、施設整備（ハード整備）だけでなく、周囲の人たちの理解が必要です。高齢者、障害者等について正しく理解し、対等な立場となってお互いに助け合う「心のバリアフリー」の推進に取り組んでいきます。

高齢者、障害者、乳幼児連れ、妊娠婦等も
安心して外出できる環境づくり

バリアフリー化された施設における
利用者マナーの改善

ヘルプマーク、
マタニティマークの普及

障害や障害のある人に
対する理解の促進

放置自転車対策



おもいやり駐車場



ヘルプマーク、マタニティマーク

刈谷市バリアフリー基本構想
概要版

発行 令和2年3月
発行者 刈谷市
編集 都市政策部都市交通課
〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地
TEL: 0566-95-0004 (直通)
FAX: 0566-23-9331

